

東三河国有林の地域別の森林計画書

(東三河森林計画区)

(変更)

(令和元年12月変更)

計 画 期 間	
自	平成30年 4月 1日
至	令和10年 3月 31日

林野庁中部森林管理局

森林法第7条の2第3項の規定において準用する第5条第5項の規定に基づき、この国有林の地域別の森林計画の一部を変更する。

今回の変更は、森林の整備及び保全の取組を推進するため、森林の整備の方法に関する計画及び林道の開設に関する計画を変更するとともに、災害に強い地域づくりや水源地域の機能強化を図るため、保安林の整備及び治山事業に関する計画を変更するものである。

この変更は、令和2年4月1日に効力を生じるものとする。

(利用上の注意)

- ① 総数と内訳の計が一致しないのは、単位未満の四捨五入によるものである。
- ② 0は、単位未満のものである。
- ③ 本文については、変更等を行った項目に係る部分を掲載している。

目 次

II 計画事項

第5 計画量等

4 林道の開設及び拡張に関する計画	1
5 保安林の整備及び治山事業に関する計画	
(3) 実施すべき治山事業の数量	3

II 計画事項

第5 計画量等

4 林道の開設及び拡張に関する計画

単位 延長：km、面積：ha

開設／ 拡張	種 類	区 分	位 置 (市町村)	路線名	延長及び 箇所数	利用区域 面積	うち前半5 年分	対図 番号	備 考
開設	自動車道	林業専用道	豊橋市	多 米	1.521 (1)	81	1	変一①	1245~1248
〃	〃	〃	〃	石 巻	1.00 (1)	44			1219,1220
				小 計	2.521 (2)	125	1		
開設	自動車道	林業専用道	設楽町	榎尾分水支線	1.30 (1)	85	1		153~155
〃	〃	〃	〃	出 来 山	0.85 (1)	28	1		88
〃	〃	〃	〃	菜 畑	0.801 (1)	21	1		90
〃	〃	〃	〃	高 松	1.283 (1)	19	1		115
〃	〃	〃	〃	パ ラ ゴ 沢	1.10 (1)	45	1		122,124
〃	〃	〃	〃	マ ン ガ ン	2.20 (1)	45			164,170
〃	〃	〃	〃	駒ヶ原裏谷支線	0.40 (1)	18			28
〃	〃	〃	〃	藤立第二環状	0.85 (1)	22	1	変一②	65
〃	〃	〃	〃	鷹 巣 山	2.00 (1)	67	1	変一③	161,162,171,172
				小 計	10.784 (9)	350	7		
				計	13.305 (11)	475	8		

単位 延長：km、面積：ha

開設／ 拡張	種 類	区分	位 置 (市町村)	路線名	延長及び 箇所数	備考
拡張	自動車道 (一般改良)		設楽町	榎尾分水	0.03 (2)	40,41
〃	〃		〃	栃洞金沢(栃洞)	0.05 (4)	96~101
〃	〃		〃	胡麻沢	0.015 (1)	166,167
〃	〃		〃	返り水	0.035 (4)	172~174
〃	〃		〃	澄川	0.03 (2)	163,170,174
〃	〃		〃	駒ヶ原裏谷	0.04 (3)	26
〃	〃		〃	裏谷第一	0.01 (1)	32
〃	〃		〃	高松	0.035 (1)	113~115
〃	〃		〃	藤立	0.03 (6)	65,66,68~ 71
〃	〃		〃	西川	0.01 (1)	111
〃	〃		〃	一の又	0.01 (1)	215,216
〃	〃		〃	駒ヶ原宇連	0.045 (3)	9,22
〃	〃		〃	桶小屋第二	0.02 (1)	52~54
〃	〃		〃	牛渡	0.01 (1)	90
〃	〃		〃	鰻沢	0.025 (2)	76
〃	〃		〃	滝洞	0.15 (1)	83
				小計	0.545 (34)	
拡張	自動車道 (一般改良)		新城市	棚山	0.015 (1)	211
〃	〃		〃	川合	0.40 (1)	220,221
〃	〃		〃	八名	0.03 (2)	238
				小計	0.445 (4)	
拡張	自動車道 (一般改良)		東栄町	スズガタ	0.015 (1)	
〃	〃		〃	明神	0.015 (1)	224,225
				小計	0.03 (2)	
				計	1.02 (40)	

5 保安林の整備及び治山事業に関する計画

(3) 実施すべき治山事業の数量

単位：林班数

森 林 の 所 在		治山事業施工		主な工種	備 考
市町村	区 域 (林班)	地区数	うち前半 5年分		
設楽町	84~106,107~127,153~167, 168~179,180~186・190	15	13	溪間工、山腹工	
新城市	231~235	2	0	溪間工	
豊橋市	1233~1255,1256~1265,1280~1284	6	4	溪間工、山腹工	
計		23	17		

注1 区域欄には、治山事業を実施する箇所について、尾根や沢などの地形等により区分される森林の区域（単位流域）に属する林班名を記載。

注2 治山事業施工地区数欄には、治山事業を実施する箇所（森林整備を除く。）に関係する林班数を計上。